

令和元年第3回防府市議会定例会会議録（その5）

○令和元年9月13日（金曜日）

○議事日程

令和元年9月13日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	9 番	石 田 卓 成 君
10 番	宇 多 村 史 朗 君	11 番	吉 村 祐 太 郎 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	清 水 力 志 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
24 番	行 重 延 昭 君	25 番	河 杉 憲 二 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君	総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君
総 務 課 長	永 松 勉 君	総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君
地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君	生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君
健 康 福 祉 部 長	熊 野 博 之 君	産 業 振 興 部 長	赤 松 英 明 君
土 木 都 市 建 設 部 長	佐 甲 裕 史 君	入 札 検 査 室 長	竹 末 忠 巳 君
会 計 管 理 者	吉 富 博 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	林 慎 一 君
上 下 水 道 局 長	河 内 政 昭 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 藤 井 一 郎 君

午前10時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を申し上げます。15番、清水力志議員、16番、山根議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、昨日に引き続きまして一般質問でございます。よろしくお願ひいたします。

これより質問に入ります。最初は、15番、清水力志議員。

〔15番 清水 力志君 登壇〕

○15番（清水 力志君） おはようございます。「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御回答をお願いいたします。

最初の質問、競輪事業についてお伺いします。

競輪事業は、いわゆる公営競技として、主に地方自治体により運営される事業であり、防府競輪は全国に43カ所ある競輪場の中の一つです。

また、日本の公営競技の中で唯一２０００年に開催されたシドニーオリンピックから正式競技となり、これまで競輪選手からメダリストを輩出しております。

しかしながら、ことしの５月に議会が行った議会報告会において、市民の方より、競輪事業について多額の基金がありながら一般会計に寄与されていない、施設の老朽化も進んでおり、競輪事業を廃止することを検討していただきたいとの意見が出され、市民の皆様の公営競技に対する事業の認識や御理解がまだまだ広がっていないことを実感いたしました。今回、今回の一般質問に取り上げさせていただきます。

そこで質問をさせていただきます。本市における競輪事業の意義をお聞かせ願います。

○議長（河杉 憲二君） １５番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水力志議員の競輪事業についての御質問にお答えいたします。

公営競技はその収益で地方公共団体の財政に貢献するという役目を担っており、防府競輪の最大の責務は本市の財政に貢献することと考えております。また、加えて、競輪事業は多くの雇用を生み、地域経済に活力を与えるとともに、自転車競技の振興、さらには本市の知名度向上に大きく寄与していると認識しております。

昭和２４年に防府競輪を開設以来、これまで一般会計等に累計で約５０億円を繰り出してきました。平成１０年度まではおおむね毎年繰り出しを行って行っておりましたが、それ以降は車券の売り上げが伸び悩み、ふるさとダービーを開催した平成１４年度と平成１８年度にそれぞれ５，０００万円、３，０００万円を、また復興支援競輪を開催いたしました平成２１年度に９，６００万円を繰り出したのみで、市財政に十分な貢献ができておりません。

こうした中、どうにか黒字経営は維持してきており、一般会計への繰り出しまでは行えていませんが、競輪を取り巻く経営環境が厳しい中、老朽化施設の改修に備えるための施設整備基金は、約９億円まで積み立ててきており、競輪事業の活性化に向けて有効活用をすべきと考えております。

一方、防府競輪への追い風といたしましては、競輪の最高峰レースであります年末のＫＥＩＲＩＮグランプリに出場された清水裕友選手をはじめ、国体の自転車競技で優勝経験を持つ若手のホープ宮本隼輔選手など、防府競輪場をホームバンクとする若手選手の活躍には目覚ましいものがあります。かつて１人で防府競輪場を満員にしました世界自転車選手権１０連覇の中野浩一選手のようになれることを期待しております。

また、議員御案内のとおり、来年の東京オリンピック競技種目にケイリン競技があることから話題性が増すことも見込まれます。

これらを防府競輪活性化の好機と捉え、地元スター選手等の協力のもと、選手や関係団体としっかり連携し、一体となって競輪の魅力を市内外に発信する取り組みを強化することで、各地から多くのファンを呼び込み、またより多くの市民の皆様に応援していただける防府競輪にしていきたいと思いますと考えております。

あわせて、築50年を超え、老朽化したメインスタンド等の改修に向けた検討も進めていく必要があると考えています。厳しい市財政にありますので、競輪事業はその最大の責務である市財政への貢献を果たせるようにならなければなりません。そのためにも、全国各地の競輪場ともしっかり連携し、より一層の経営改善や新たなファン層の開拓など、防府競輪の活性化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 今、御解答いただきました。それでは、再質問並びに関連した質問をさせていただきます。

競輪事業を行うに当たり、競輪場周辺の近隣の住民の方々の理解と御協力が必要不可欠だと考えます。近隣住民の方々の理解を得られる取り組みはどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

競輪事業を行うに当たりまして、地元の皆様に御迷惑をおかけすることがないように、競輪発売日には周辺道路や側溝に捨てられた競輪の出走表や投票車券などの清掃作業を実施し、周辺地域の環境保全に努めております。

また、ナイター競輪発売時には、地元から御要望のありました防犯対策といたしまして、夜間の周辺道路の巡回を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。今後も継続して取り組んでいただきますよう、要望いたします。

先ほどの市長さんからの御答弁でありましたように、本来の意義というのは、市の財政に貢献するのが最大の責務であるというふうに御解答いただきました。しかしながら、これまでの一般会計等への繰出金の累計額が約50億円、この50億円というのが大きいかそうでないのかはちょっと私もよくわからないんですけど、その後、最後に繰り出したのが平成21年度の9,600万円、それ以降、10年間は一般会計のほうに繰り出

しはされていないということですが、先に紹介いたしました議会報告会での意見での市の一般会計に寄与されていないというのも事実ではないかと思われま

そして、自転車競技法第1条でも、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るためというふうに定められております。

ところで、公営企業の種類が違いますが、ボートレースがあります下関と周南市の事例を申し上げますと、下関市では、過去に収益金の一部を使って市内全ての小・中学校に扇風機を設置したという実績がございます。そして、平成29年に収益金の一部を一般会計に繰り入れて、その全てを子どもたちのためだけに使っていくこども未来基金を創設し、小・中学校の傷んだ施設やトイレの改修などに使っております。

また、周南市では、同じ手法で子ども未来夢基金を創設し、現在、周南市では、所得制限付きではございますが、中学校卒業まで医療費は無料となっております。その財源に収益金の一部が活用されております。

モーターボートと競輪では、売上額も収益金も桁が違うと言われる方もいらっしゃると思いますが、防府市ではこれまでに医療や福祉、教育や子育て支援などに関するわずか数百万円、数十万円の事業でさえ財政難を理由の一つに消えていった事業も数多くございます。

そこで質問ですが、額の大小にかかわらず、競輪事業での収益金の一部を一般会計に繰り入れて、医療や福祉、教育や子育て支援のために使う基金を創設していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、市長が御答弁申し上げましたように、競輪事業が市財政に貢献することができるよう、まずはより一層の経営改善や新たなファン層の開拓などに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。すぐには無理だということではないかと思われま

競輪事業につきましては、先ほどの御答弁にもありましたが、施設の老朽化など、これからは課題があると思いますが、地元出身の競輪選手も頑張っております。また、競輪事業がこれからは防府市を支える事業であり続けることを要望いたしまして、この質問を終

わらせていただきます。

では、次の質問。国民健康保険の保険者努力支援制度についてお伺いいたします。

国民健康保険につきましては、私もこれまで高すぎる保険料から払える保険料へということで質問をさせていただきました。防府市の国保は、被保険者の保険料は収入の1割を超えていることや、県内13市の中では低い水準ではありますが、世帯人数に応じてかかる均等割の額は高い状況が続いていることなどの現状の認識が共有されていることと考えます。

今回は、保険者努力支援制度についてお尋ねをしたいと思います。

最初に1点目の質問、防府市における国民健康保険の保険者努力支援制度の取り組みの評価についてお伺いいたします。

平成30年度より国保の広域化、いわゆる都道府県単位化に伴い医療費の適正化に向けて取り組みなどを支援するという目的で、保険者努力支援制度というものが創設されて、平成30年度より本格実施、前倒しで平成28年度より実施されております。

都道府県に500億円程度、市町村に300億円程度を交付し、これを国の評価によって分配されるという、今の政権のお得意の手法ではないかと思えます。

医療費の適正化、これを言い換えれば医療費の抑制ということでもあります。その評価指標がどのようになっているのか、大変気になっているところであります。

次に、2つ目の質問です。保険者努力支援制度については、後ほど執行部より御説明があると思いますが、これまでは取り組みに対する評価は加点方式だけでした。それが、2019年度からはさらに減点方式も追加導入されました。具体的にどのような項目が減点対象となるのかお伺いいたします。

以上2点、御解答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 清水力志議員の国民健康保険の保険者努力支援制度についての2点の御質問にお答えいたします。

平成27年度に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険の財政運営の責任主体は都道府県となり、国民健康保険運営の中心的役割を担うこととなりました。

国民健康保険の保険者努力支援制度は、この改正法により新設されたものであり、被保険者の健康の保持増進、医療費適正化などに関する都道府県や市町村の取り組みを国が評価、支援するものとなっており、平成30年度から本格実施されております。その内容は、国が設定した指標ごとの点数に基づいて、都道府県や市町村の取り組み状況を毎年度評価

し、その結果に応じて都道府県・市町村に交付金が交付される仕組みとなっております。

まず1点目の、本市における支援制度の取り組みの評価についてでございます。評価項目には、特定健康診査及び特定保健指導の受診率、糖尿病性腎症重症化予防の実施状況及び保険料収納率の向上などがあり、平成30年度の項目数は約80項目となっております。

本市の平成30年度の評価結果につきましては、評価項目で加点の高い糖尿病性腎症重症化予防の実施状況と、保険料収納率の項目においては一部達成基準を満たしておりますが、特定健康診査、特定保健指導及び歯周疾患検診等の取り組みにつきましては、達成基準を満たしておりませんので、今後、努力していかなければならないと考えております。

次に2点目の、2019年度より減点方式が導入されたが、具体的にどのような項目が減点対象となるのかとのお尋ねでございます。

保険者努力支援制度における減点については、令和元年度までは予定していた取り組みを実施しなかった場合のほか、国への報告が誤っていた場合が対象となっております。

このたび、評価指標や算定方法等の見直しが行われ、令和2年度からは疾病予防や健康づくりにつながる特定健康診査及び特定保健指導の受診率において、国が示す基準を達成できなかった場合、また法定外繰入を行った自治体の取組状況に応じて減点されることとなりました。

本市といたしましては、今後も生活習慣病等の予防につながる特定健康診査等の受診率の向上に努め、被保険者の方々の健康の保持増進や健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。評価指標の中に、指標に無理なものもあるのではないかとこのように考えたんですけれども、市民の健康を守るために必要な対応ではないかと考えます。引き続き、今後の動向を注視しながら、今後も議論をしていきたいと思っております。

それと、2点目の質問の御解答についてですが、減点対象になる項目、御説明いただきました。この減点方式については後ほどふれさせていただきます。

この保険者努力支援制度についてですが、国からあらかじめ交付される全体の総額が決められており、それを保険者、つまり自治体同士が財源を取り合う仕組みとも言えます。そのため、いたずらに競争をあおり、自治体を駆り立てる懸念が指摘されます。さらに評価指標についてですが、私もホームページのほうから、この制度に関する配点比較表、これをちょっと資料を見たんですけれど、これを見ると、特定検診の受診率や後発医薬品の

使用割合、そして保険料の収納率向上などでの加点配分が大きいのが特徴だというふうに感じました。

防府市ではこういうことがないとは思いますが、例えば、自治体が国保料の収納率向上に走れば、滞納している世帯の生活実態を考慮せずに、強引な差し押さえや徴収強化を行う恐れがあります。以前、私は一般質問で、払いたくても払えないといった方には、相手の立場に立った対応をしていただきたいと要望をしたことがございますが、それさえもされなくなります。また、評価指標の中には、個人のインセンティブ提供といったものもあり、加点配分を高く設定しております。

ある自治体の例ですが、健康推進奨励金として特定検診を受診して国保料を完納し、かつ1年間保険診療を受けなかった世帯に1万円のキャッシュバックを行っているようですが、これは報償金目当てに受診を我慢する危険性が指摘されております。

このように、保険者努力支援制度は、都道府県や市町村といった保険者だけでなく国保加入者にまで医療費適正化に向けた努力に駆り出し、先ほど、報償金を設定している自治体のような、危険な受診抑制の動きを推進する制度でもあり、今年度から減点方式を導入するとさらに危険な競争が加速していくのではないかと考えます。

そこで質問ですが、この保険者努力支援制度は、保険者同士が財源を取り合う仕組みであり、減点方式はさらに競争をあおり、この減点方式に対しては山口県側も苦言を呈しているというふうにお聞きしております。

そして、保険者努力支援制度のような、自治体に医療費抑制を競わせる制度に税金を投入するのは本末転倒であると、私は考えます。国保加入者は、高齢者や無職者、あるいは非正規労働者などが大半を占め、そもそも保険料による財源確保が構造的に困難な国保財政に対しては、大幅な国庫支出を行うのが国の責務だと、このように市からも国に対して提言をしていただきたいと、改めてお願いをしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

財源確保が困難な国民健康保険については、これまでも全国知事会、全国市長会から、国民健康保険は国民皆保険制度の根幹をなすものであり、その運営は安定的かつ持続的なものでなければならないとし、国に対して必要な財政支援を行うよう要望されております。

本市におきましても、国からのさらなる財源措置が講じられるよう、一層の公費投入による国保財政基盤の拡充・強化を図っていただくことを、市長会等を通じ、要望しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。今後とも継続して、国のほうに対して要望していただきたいというふうに思います。

日本国憲法第25条には、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定め、国民健康保険法第1条には、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することと定められており、このことから国民健康保険は国民の健康を守る社会保障制度だということを改めてここで申し上げておきます。

執行部の皆様におかれましては、常に国保加入者の立場に立った国保運営をこれからも行っていただきたいということを要望いたしまして、この質問を終わります。

続いて、最後の質問、就学援助制度についてお伺いいたします。

就学援助制度については、平成29年3月議会において一般質問をさせていただきました。そのときに新入生のための入学準備金だから入学式の前に渡すのが当然であるとして、これまで新入学児童生徒学用品費の支給時期が6月から7月だったのを入学前に支給できるよう要望いたしました。そして、防府市でも平成30年度より新入学児童生徒学用品費が入学前に支給されるようになりました。

ところで、2019年8月2日付、しんぶん赤旗で、就学援助の入学準備金、生活保護費、5歳で計算しないでという記事が掲載されました。内容を御紹介いたしますと、入学準備金を入学前に支給することによって支給する収入基準が下がり、本来、利用できる人が利用できない状況が出てきているということでした。ある自治体の事例が掲載されていますが、これは小学校入学時の話ですが、担当者によると、これまでは6歳の生活保護費から計算をしていたものを5歳で計算したためという説明でした。つまり、入学前に支給されるに当たり、年度がかわる前の2月から3月に申し込みをするため、申し込みをするときの年齢である6歳ではなく、一律5歳で計算しているということです。そして、5歳で計算すると、就学援助を利用できる収入基準額が家族構成などにより、年収で15万円から25万円低くなるということでした。事前に防府市の場合をお聞きいたしました。正式には特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の年齢区分と教えていただきましたけど、防府市もやはり年齢区分が5歳の区分で計算をしているということでした。そして、年齢区分が5歳と6歳で比較した場合、年収でおよそ10万円の差がでてくるということでした。

そこで、質問をさせていただきます。先ほど、御紹介させていただきました新聞記事に

は、文部科学省の担当者のコメントもあり、前倒しの支給の基準年齢を5歳に設定することは想定していない。生活保護基準で計算するなら、本来6歳でしょうと答えております。

小学校入学の場合、本来、小学校に入学するのは6歳です。防府市でも特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の年齢区分を6歳の区分で計算されてははいかがでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（林 慎一君） 清水力志議員の就学援助制度についての御質問にお答えをいたします。

就学援助制度は、学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等の援助を行う制度であり、その申請は年度ごとに受け付け、4月以降分を6月から支給しております。

また、本市では平成30年度に入学の児童・生徒から就学援助制度の支給項目の一つである新入学児童生徒学用品費のみ、入学前の年度に保護者から申請を受け付け、認定した世帯に入学前に支給を行っております。

この支給認定の要件については、文部科学省の特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表をもとに算出した保護基準額に1.3を乗じた金額より所得が少ない世帯としており、同基準額は世帯構成や当該年度の4月1日における世帯構成員の年齢区分に基づき算出します。

この支給認定に用いる基準額算定のための年齢区分については、申請を受けた年度の4月1日時点での年齢をもとにしており、入学前支給の申請では、新小学1年生を5歳として区分しております。

さて、議員御提案の、入学前支給の認定に用いる基準額を6歳の年齢区分で計算してはいかがかということにつきましては、新小学1年生の年齢を1歳引き上げますと、その世帯の構成員全ての方の年齢を1歳ずつ引き上げた年齢区分により、その世帯の基準額を算出することになります。

その場合、世帯構成や年齢構成により、申請を受けた年度の4月1日時点での年齢——5歳ですが、これをもとに算出した場合と比べ、新たに認定となる世帯がある一方、不認定となる世帯も出てまいりますので、一律により多くの世帯を認定するということにはならないということになります。

また、入学前に支給申請され、5歳の年齢区分で基準額を算定し、不認定となった方については、入学後に6歳の年齢区分でもう一度、再度基準額を算定しておるところでございます。そこで認定となれば、入学後ということではございますが、新入学児童生徒学用

品費を支給しておるところでございます。

つきましては、教育委員会といたしましては、入学前支給は特別な措置ということもございまして、引き続き、新小学1年生の入学前支給の認定に用いる基準額については、現行どおり5歳の年齢区分で計算したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。また、先ほどの御答弁についてのことについては、また後ほどふれさせていただきます。

では、ここで関連した質問なんですけど、これまでも準要保護世帯の就学援助対象費用にも、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給をしていただきたいと質問をさせていただきました。今回も改めて要望いたしますがいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、クラブ活動費や生徒会活動、PTA活動なども学校生活において必要なものと認識をしているところでございます。しかしながら、クラブ活動や生徒会活動、PTA活動などは学校ごとに実施するものでございまして、それに伴う活動経費を市が就学援助として支給することは難しいものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） クラブ活動や生徒会活動、またPTAの活動ですね。こちらもなくはない活動でございますので、今後ともぜひ考えていただきたいたいというふうに要望いたします。

ここで、確認なんですけど、先ほどの御答弁で、例えば、年齢区分が5歳の区分で算定すると就学援助が受けられないが、6歳の区分で算定すると受けられるといった場合、6歳で算定する4月以降に申し込みができるということによろしいでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（林 慎一君） 入学前に申請をされた方につきましては、入学前に不認定になったとしても、今度、6月になりますかね、入学後で新しい所得が確認できることになりまして、再度判定をしますのは、3月の入学前の申請があった方については自動的にやるというふうにしておりますので、再度の申請は必要ないということになります。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） そうなると、支給される時期は6月から7月ぐらいになると

ということだと思います。確かに、先ほどの御答弁にもありましたように、家族構成や、あと年齢構成などによって、5歳の区分で算定したほうが有利な場合もあるかもしれません。しかしながら、なぜ入学準備金を入学前に支給するようになったのか、なぜ文部科学省は入学準備金を入学前支給が可能になるように、就学援助の交付金交付要綱を改正したのか、この制度の本来の趣旨を今一度考えていただきたいと思います。

先ほど御答弁ありましたように、入学前の支給は特別な措置だとおっしゃっておいりました。しかしながら、これは入学前に支給をしてほしいという声が全国規模で広がり、そして国もそのように動かざるを得なくなったという特別な措置というふうにおっしゃっておいりましたが、入学前に準備金を支給してもらうというのは、ごくごく当たり前のことだと考えます。

就学援助制度は、経済的な困難を抱える子どもに義務教育を保障するための命綱でございます。自治体によっては、一律5歳の年齢区分ではなく、申請時に6歳であれば6歳の年齢区分で計算するところもあります。例え入学前支給であっても6歳で算定して就学援助を利用する門戸を狭めないように要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、15番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、2番、山本議員。

〔2番 山本 久江君 登壇〕

○2番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。

質問の第1点に入ってまいります。農業振興施策についてお尋ねをいたします。

農林業の知と技の拠点整備は、2022年4月からの供用開始を目指すとされておりますが、現在の取組状況及び農道3期工区の進捗状況、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

昨年11月、県では農林業の知と技の拠点形成にかかる外部検討委員会の検討を踏まえ、拠点を農業大学校敷地を中心に形成することを決めました。基本計画では、この場所が道路や鉄道など、県央の交通の要所に位置し、県民の利便性が高いことや、瀬戸内産業集積地域と近接し、研究面における企業との連携が深まることが期待できる点、また山林を有し、林業研修施設の設置が可能であることや、農業大学校本館や移住就農促進センターなど、既存施設の有効活用が可能であることなど、総合的な判断がなされ決定されたとしております。その上で、拠点機能を発揮するために新たに研究部門と教育部門が一体となった知と技の拠点となる新本館や、県民に開かれた農産加工施設オープンラボなどを設置す

る連携・交流館を設置することが計画をされております。

県では、この拠点が農林業の総合調整機能を強化し、農林業のさまざまな相談や、企業・大学・県民などとの連携に対応する上で重要な施設であることを強調しています。

供用開始予定まで2年半、基本計画では変動の激しい社会情勢に対応し、いち早く農林業振興に資するため、スピード感を持って対応するとの考えが出されております。現在の取組状況を説明していただきたいと思っております。

また、県の計画によりますと、農道3期工区は計画では3,100メートル、うち400メートルの他事業施工——これは市道にかかることですが——がございますが、昨年9月議会でも質問をさせていただきましたけれども、さまざまな課題もございます。現在、3期工区の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） 2番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 山本議員の農業振興施策についての御質問にお答えをいたします。

まず、農林業の知と技の拠点整備にかかる現在の取組状況についてのお尋ねでございますが、昨年12月に山口県におかれては農林業の知と技の拠点の形成に向けた基本計画を策定され、現在、その具現化に向けた事業を進められているところでございます。

こうした中、本年5月10日には牟礼地域自治会連合会の御協力のもと、山口県立農業大学校で地元説明会が開催され、拠点形成の概要をはじめ、今後のスケジュールや工事内容について説明がなされました。説明会では、160名もの皆様が参加され、多くの歓迎の声や御意見が出されました。

また、7月30日には、県と本市が緊密な連携を図るために設置した農林業の知と技の拠点形成連絡協議会を開催し、地元住民の皆様への継続的な情報提供の方法等について、県と情報交換を行ったところでございます。

今後は、先端技術を駆使する即戦力人材や経営感覚に優れた人材の本市への定着を図る取り組みや、拠点の形成を契機とした本市農林業の成長産業化を目指すため、県と連携を図り、農林業の振興に努めてまいります。

続きまして、農道牟礼小野線3期工区の進捗状況についてでございます。

農道牟礼小野線の3期工区は、真尾の市道真尾線から終点である牟礼の市道新橋阿弥陀寺線までの延長3,100メートルの区間でございまして、そのうち、県が整備される農道区間が、延長2,700メートル、本市が整備する市道区間が延長400メートルとなっております。

県におかれては、昨年度から真尾側の3期工区の工事に着手されたところであり、今年度も引き続き真尾側からの延長240メートル区間の道路工事とのり面保護工事、並びに橋りょう下部工事を実施されることになっております。

また、牟礼地区までの残区間につきましては、昨年度に調査測量設計、用地測量に着手されており、引き続き用地買収等が行われます。

この路線は、農産物輸送の効率化による地域農業の振興はもとより、牟礼小野間の大幅な移動時間の短縮や災害時の新しい避難道となるなど、本市にとって大きな役割を果たす路線と認識いたしております。

山口県山口農林水産事務所と本市とで設置しております農道牟礼小野線整備調整会議におきまして、引き続き県との緊密な情報共有や意見交換などを行い、地元の皆様の御理解と御協力をいただきながら、本路線の早期全線開通につなげてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

基本計画では、拠点整備関連の総事業費、約45億円から50億円と試算をされております。3期工区の農道整備は14億6,900万円と計画をされております。県事業ではありますけれども、農道整備も含めた総事業費に対し、市民の関心が大変高いところではございますけれども、市の負担が一体どの程度になるのか、市財政の影響はどういった状況になるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

拠点の形成に関する本市の財政的な負担につきましては、県有施設の移転でございますことから、これに伴う直接的な負担はないものと考えております。また、農道牟礼小野線の市の負担額につきましては、議員お示しの事業計画額14億6,900万円に対しまして市の負担割合が30分の4となりますので、これで計算をすると3期工区の県事業負担金は1億9,586万円でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 農道整備、市の負担30分の4ですけれども、それでは、気になっております農道関連の400メートルは市が責任を持って整備をしなければならない、この部分についてはどのくらいかかるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

農道牟礼小野線3期工区には市道として整備をする約400メートルの建設関連区間がございます。ただし、現在、設計業務にはまだ着手しておりませんので、概算費用が見込めておりません。それと、この事業は、社会資本整備総合交付金事業を活用することとしておりますので、その費用が出ましたら全体事業費の50%程度が市の負担になる見込みというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 周辺整備等々、県の事業であるので、拠点整備についてはお金がかからないと。しかし、道路整備についてはいろいろ負担がかかってくるわけで、しかし、全体像なかなか見えてこない、財政状況については、はっきりとした段階で早期に議会にも示していただきたいということを要望しておきます。

それから、2つ目ですけれども、拠点の整備は2022年4月供用開始となっておりますが、農道については県の計画を見ますと2025年度の完成と計画をされております。改めてこの完成予定時期の確認をしたいと思いますが、これで間違いございませんでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、現在の整備計画では、2025年の完成予定となっております。県と連携して円滑な事業推進を図り、早期完成につながるよう、県事業に対しまして最大限の協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） それから、非常に大事なことなんですけれども、拠点の整備は、やはり地元の意見、それから要望等を十分に把握をしていかなければならないと思いますけれども、市として牟礼関係の地元の方々の御意見、あるいは市民の御要望等々、どういふふう把握するためにこれまで取り組んでおられたか。それから、今後どういふふうに取り組んでいかれるのか。その点をお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

拠点整備にかかる地元の意見や要望の把握についてのお尋ねでございますが、先ほども御答弁申し上げましたけれども、農業大学校において本年5月10日に地元説明会を行い、

さまざまな意見や御要望をいただいたところでございます。また、市といたしましては、産業振興部内に農林業の知と技の拠点連携推進室を設置しておりますので、こちらを窓口として、県へ市民の皆様の御意見等を届けるほか、先ほど申し上げました農林業の知と技の拠点形成連絡協議会を通じ、県へ情報提供を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 最後ですけれども、この農業試験場が統合されるわけですけれども、これまでは農業試験場では普及すべき優良品種の開発、あるいは安定供給に責任を持ち、取り組んでこられました。種子法が廃止される中で、多様な品種を育成し、守るこの施設の役割と、そして研究体制、この充実というのは極めて重要であるというふうに感じております。

県に対し、種子法と同内容の条例を制定するなど、種を守る取り組みの強化を求めて、市として要望を行っていただきたいというふうに考えますけれども、この点ではいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

種を守る取り組みの強化についてのお尋ねでございますが、普及すべき優良品種の選定や原種及び原原種の生産と安定供給につきましては、県で適正に対応されると考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 県が適正に対応されるというふうな御意見でしたけれども、市としてもしっかりと要望してほしいということを改めて強調しておきます。

いずれにいたしましても、農林業の担い手の減少や高齢化、それから生産物価格の低迷等々、農林業を取り巻く環境は一層の厳しさを増しております。山口県の農林業の技術や人材育成、多様で安全で安心できる地域の種の開発、生産、普及を担う本施設の役割は極めて重要であるというふうに感じております。そのための人の配置が減らされることなく研究体制の充実が図れることが肝要であります。市としても農家や林業を担っておられる方々のニーズをしっかりと把握しながら、県に対し要望を行っていただきたいということを述べまして、この項を終わらせていただきます。

次に、質問の2点目でございます。今回、4点ほど質問をしておりますので、ちょっと

ピッチが速いんですけど、よろしくをお願いします。

質問の2点目は、高齢者福祉にかかわって、加齢性難聴者の補聴器購入助成の制度ができないか、お尋ねをいたします。

高齢化に伴って耳が聞こえにくくなり、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えています。しかし、補聴器は、御承知のように、平均価格が約15万円と大変高く買えないといった声が多く出されています。現在、補聴器購入への助成は身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度、重度難聴者が対象となっておりまして、軽度、中等度の難聴では助成制度がございません。ただし、児童の場合には身体障害者手帳がなくても、対象にならなくても、軽度、中等度の難聴児に対して聞こえの確保と言語の発達を支援するために費用の一部を支援する制度がございます。

難聴になりますと家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起こるとされています。

国際医療福祉大学の神崎仁教授は、その著書で、認知機能低下が正常聴力の人より32%から41%の悪化が見られると紹介をされています。厚生労働省介護予防マニュアル改訂版でも、高齢者のひきこもりの要因の一つに、聴力の低下を挙げて対策を求めています。また、新オレンジプランでは、難聴が認知機能低下のリスクの一つとされ、補聴器を使うことが認知機能低下を防ぐ可能性がある指摘をされています。また、日本補聴器工業会によりますと、現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないとの推計もありまして、その理由の一つが、補聴器の価格が高すぎるということでございます。

全国的にも自治体に対して加齢性難聴者の補聴器購入への補助を求める取り組みが広がっておりまして、補助を実施する自治体も生まれています。東京都大田区では医師が補聴器の使用を必要と認める70歳以上で、住民税非課税世帯に2万円を限度に助成をしております。北海道北見市では両耳40デシベル以上で70歳以上の住民税非課税世帯に対しポケット型補聴器の給付を、また福岡県粕屋町では65歳以上の住民税非課税世帯に5万円の助成を行っております。

私は、これまで公共施設への磁気ループの設置や相談窓口での聞こえの対策など、聞こえのバリアフリー化に向けて質問をさせていただきました。難聴の問題は、今日高齢者の社会参加のバリアとなっております。難聴であっても生活の質を維持しながら、さらに向上させていくために政治や社会のサポートが切実に求められています。

難聴者支援の拡充強化と聞こえやすい環境の整備、改善を推進するために市として加齢性難聴者の補聴器購入に対し、助成制度の創設ができないか、お尋ねをいたします。どう

ぞよろしく願いをいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 山本議員の高齢者福祉についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、加齢性難聴は日常生活におけるコミュニケーションを困難にする要因にもなることから、聞こえやすい環境の整備は必要であると考えます。

これまでも議員から難聴者対策の御提案をいただいていたところですが、市といたしましては難聴の方が会議や講演会に出席されたときに音声聞き取りやすくなる、携帯用磁気ループシステムの貸し出しを平成30年1月から始めております。

また、防府市公会堂の大規模改修工事では、大ホールにFM補聴システムを設置し、難聴の方にも聞こえやすい環境となるよう整備を進めているところでございます。

このような集団補聴システム以外では、障害福祉課と高齢福祉課の窓口には、相手の言葉が聞き取りやすくなる窓口受話器を設置しており、また庁舎の主な窓口には、聞こえが不自由なことをあらかず耳マークを置き、筆談の要望に応じているところでございます。

さらに、障害福祉課の窓口には手話通訳者を配置して、聴覚障害者の方からの相談に対応するなど、市民サービスの向上にも努めてきたところでございます。

議員御質問の加齢性難聴者の補聴器購入助成の創設についてお答えいたします。

現在、補聴器の購入費に対しましては、聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方について、国・県・市が助成を行っているところでございます。本市におきましては、国の定める基準の範囲内で補聴器購入の助成を行っていますので、身体障害者手帳をお持ちでない加齢性難聴者に対する助成につきましては、困難な状況でございます。

引き続き、難聴者に配慮した環境の整備に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 日本では、身体障害者手帳を持って両耳の平均聴力が70デシベル以上の方には助成制度があるというふうに最初に申し上げました。ところが、国際的には、WHOの世界保健機関では41デシベル以上、この41というのはどういう状態であるかということなのですが、これ中等度の難聴、つまりときどき人の言うことが聞き取れない、人の声は音域があるので聞き取れないというような、このレベルから補聴器をつけることを奨励しています。なぜかと言いますと、それはこのレベルを放っておくとさらにひどくなるということ、認識できない音が増えていく。だから、その段階からつけたほ

うが音の認識が保てるということでございます。

しかし、余りにも高い、特に低所得世帯にとっては大変でございます。今後、高齢化が一層進み、同時に、一方では高齢者の社会参加、あるいは定年延長や再雇用が進むような状況の中で、今後必要性というのは増してくるというふうに私は感じております。

このたびの初めての質問でございましたけれども、市単独での助成は困難との回答でございました。この問題に正面から取り組む自治体がある中で、非常に残念ではございますが、このことは国会におきましても質問が出されまして、財務大臣はやらなければならない必要な問題というふうに、こういう認識を示しております。

また、地方議会からも公的補助制度の創設を求める意見書、各議会——兵庫県議会も全会一致で出されたようですけれども——県・市議会ともども、たくさんの議会が意見書を採択をしております。市として国に対し公的補助制度の創設を求めるこういう要望をぜひ行っていただきたいというふうに考えますけれども、この点ではいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

国に対しての公的補助制度創設の要望につきましては、他市の動向も注視しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 他市の動向と言いますけど、防府市の考えを示してほしいというふうに思うんですね。ぜひ部内での検討をよろしく願いいたします。

高齢社会における聞こえのバリアフリーの重要性、高齢者にとっては身近な問題でありまして、行政にとっても高齢者の聞こえの支援をしていくことが、今後より重要になってくるのではないかと、そのように思っております。執行部におきまして、今後ともぜひ検討していただきますように要望して、次の項に移りたいと思います。

質問の3点目は、市営住宅の管理についてでございます。

最初に、公営住宅管理標準条例案についての改正に基づく通知、これが出されておりますけれども、これに対する執行部の御見解をお伺いをいたします。

昨年3月30日付の国土交通省からの通知では、民法の一部を改正する法律による債権に関する規定の見直しや単身高齢者の増加、あるいは公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえるなどとして、条例案の改正がなされました。

その内容の一つは、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生ずることがないように、保証人に関する規定を削除するというものでございます。すなわち、入居手続きにおける保証人の連署する請書提出の義務づけを削除し、説明の中に、

緊急時の連絡先の提出を新たに記載をするとしたものでございます。

内容の2つ目に、現行の公営住宅管理標準条例案におきましては、入居者の具備すべき条件を定める際に、国税や地方税を滞納していることを記載していましたが、入居希望者の事情はさまざまでありまして、税を滞納している場合であっても、配慮すべき場合もあると考えられることから、これを削除するという内容でございます。

3つ目に、家賃の減免、または徴収猶予の説明中に、民生部局との十分な連携——福祉部局ですね、防府市の場合でしたら——福祉関連との十分な連携を追記したものでございます。このほかにも、入居者資格の見直しや認知症の入居者にかかる収入申告義務の緩和など修正が実施をされております。

こうした国の通知を受けまして、執行部として今後どのように対応をされるのか、御見解をお伺いをしたいと思います。

2つ目に、老朽化した市営住宅の計画的な建て替えや改善を今後どのように進めるのか、お尋ねをいたします。

総合計画でも良質な公営住宅の提供として、防府市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な建て替えや改善を進め、公営住宅の質的水準の維持、向上を図るとしております。市内には老朽化した市営住宅が多く、その改善を求める声は大変大きいものがございます。市としての今後の計画をお示ししていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 山本議員の質問の3番目、市営住宅の管理についてお答えをいたします。

まず1点目の公営住宅管理標準条例案についての改正に基づく通知に関する市の見解についてでございます。

この通知につきましては、その趣旨も踏まえ、防府市営住宅設置及び管理条例などの改正を行うこととしているところでございます。

議員御案内のとおり、この通知は令和2年4月施行の民法の一部を改正する法律が平成29年6月に公布されたことなどから出されたものでございますので、この民法の改正への対応とあわせて、次回の12月の市議会定例会において御審議をお願いすることを目途に、条例改正の作業を現在進めているところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目の老朽化した市営住宅の計画的な建て替えや改善を今後どのように進めていくのかの御質問でございます。短期的には、議員御案内の平成29年3月に中間見直しを行い、令和3年度までを計画期間とする防府市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に

外壁改修等の維持改善や建て替えを行うこととしております。今年度は田島住宅1棟の外壁落下防止工事、吉敷住宅ブロック塀改修工事の外3件の改善を行い、次年度以降も緊急度、優先度の高い改善案件、あるいは市全体の予算との調整も図りながら計画に基づく維持改善を行ってまいります。

なお、防府市公営住宅等長寿命化計画は、令和3年度に計画期間を終了することから、その見直しにおいてそれぞれの住宅の状況や住宅周辺の環境等を考慮するとともに、入居者や地元自治会さん等と協議を行いながら、将来的に建て替えや用途廃止を行うに当たっての住み替えのあり方など、具体的な手法やスケジュール等を検討するとともに、居住性の向上や安全性の確保のための改修についても盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

条例の改正については、次の12月議会を目途にということでもございましたので、内容についてはその際に大いに審議をしていきたいと思っておりますが、少し現状をお尋ねしたいと思っております。現在、防府市営住宅設置及び管理条例第11条では、住宅の入居の手続につきまして書かれてあります。この中で、こういうふうに文言がございますけれども、市長は特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる、こういう条文がございます。現在、これに基づいて対応した例はどのようになっておりますでしょうか。現状をお尋ねしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 市営住宅入居手続き時に保証人を免除した事例と件数についてのお尋ねでございます。直近3カ年の状況ではございますが、お答え申し上げたいと思っております。

保証人につきましては、御案内ありましたように、原則2名の方が必要となるところでございます。平成28年度以降、保証人なしで入居された事例はなく、これから申しますのは、保証人を1人免除して、お1人の方の保証人ということでございますが、そういった方の入居事例になります。

平成28年度につきましては2件、2名の入居者の方がございました。平成29年度はございませんでした。平成30年度はお2人ございました。今年度になりまして1人の方がおいでになります。

いずれの方も親族と疎遠であるということで、大体、保証人は親族の方が多いのでござ

いますけれども、2人目の保証人の確保が難しいといったことであるとか、そういったことに起因して生活保護受給者の方においては、福祉事務所といろいろ調整なんかをさせていただいて、お1人免除するとしているといった例もございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） ありがとうございます。連署を必要としない例というのは少ないようですけれども、いろいろ聞いてみますと連帯保証人2名を揃えるということが大変困難であったという方のお話を聞くことがございます。現状でも2名揃えることというのは大変困難だなというふうな感じがしております。

ところで、この通知では、家賃の滞納が生じた場合に、民生部局とも連携して収入などの状況や入居者の個々の事情を十分に把握をしていく、また状況に応じて個別、具体的に家賃の納付指導、あるいは臨戸訪問ですね、これを行うなど、適正に家賃徴収を行っていくこと、必要に応じて家賃減免などの負担軽減措置を講ずるなど、入居者の事情に配慮した適切な対応を行っていくということが重要であると、こういうふうにふれられております。

現在の家賃滞納状況、3カ年ぐらいで結構でございますけれども、それから、条例第16条に基づく家賃の減免、どのくらいなされているのか、お尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 御質問にお答えいたします。市営住宅家賃の滞納状況について、直近の3カ年の状況でございます。お答えいたします。

平成28年度の現年分でございますけれども、調定額2億8,600万5,689円に對しまして98.46%の徴収率で、滞納額は439万1,692円でございます。29年度につきましては、同じく調定額2億7,333万8,756円に對しまして、徴収率98.34%、滞納額は454万6,623円でございます。30年度につきましては、調定額2億6,370万2,663円に對しまして徴収率98.55%、381万5,047円となっております。

それと、減免実績でございましたですね、申しわけございません。

市営住宅の家賃の減免状況について、直近3カ年の状況についてお答えをいたしたいと思っております。

減免につきましては、申請のあった日の月から当該年度の3月末までの期間を、家賃を全額免除するものでございまして、28年度につきましては、合計で44名の方に対し、

減免合計582万5,300円を減免しております。29年度につきましては、42名、合計569万7,900円、30年度につきましては、合計37名で516万1,300円を減免をいたしております。令和元年度につきましては、8月末現在でございますが、31名、合計408万9,600円ほど減免をいたしております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 数としてはいろいろ考えるところがあるんですが、国としては、ここで民生部局との十分な連携を図ることを条例に追記することを示しております。

対応する職員の数が減る中ではありますけれども、入居者の事情に配慮した適切な対応、今後ますます重要であるというふうに感じております。国の公営住宅の現状を踏まえ、将来のあり方を検討した今回の通知につきましては、ぜひ執行部においてしっかりと受けとめ、防府市の現状を踏まえた条例改正がなされることを期待をいたしております。

また、老朽化した市営住宅の建て替え、改善は入居されている市民にとって切実な問題でございます。将来に向け、今後の公営住宅のあり方を検討し、入居者の声をしっかりと聞いていただくことを強く要望いたしまして、この項を終わらせていただきます。

質問の最後になりますけれども、子育て支援についてお伺いをいたします。

市立保育所の民営化計画について、民間委託等推進計画では、今年度も引き続き民営化の検討を進めることになっておりますが、どのような理由からかお尋ねをいたします。

7月に改訂されました民間委託等推進計画では、昨年度と比較し、窓口業務の外部委託を取組中止というふうにするなど、検討・見直しがされる一方で、市立保育所——防府市立保育所管理運營業務、これについては、平成27年度から始まった新たな子ども・子育て支援制度の動向を注視しつつ、管理運営のあり方を検討するというふうに説明がありまして、民営化計画に引き続き取り組むこととされております。

平成13年の行革答申から18年が経過をいたしました。子どもを取り巻く環境も大きく変わり、公立保育所の役割はますます重要になっております。

昨年3月議会の御答弁では、このように御回答いただきました。高まる保育需要や経験豊かな保育士を多数有する市立保育所の存在意義、及び財政面を含めた将来像を見据えて、引き続き検討する。こういう答弁をいただいておりますが、この3月議会の引き続く質問の中で、さらに明らかになったことは、防府市のように重要な役割を持つ公立保育所を全てなくす計画を持つ自治体は県内にはなく、市民からも民営化を望む声や希望する民間団体などもないこと、状況によっては市立保育所の定員拡充も検討しなければならないし、さらに発達に障害のある児童や家庭での養育に問題のある児童の受け入れが増えてきてい

ることなど、市立保育所の役割はますます重要になっていることも明らかになりました。

その後、私は引き続きこうした答弁を踏まえて、保育環境が大きくかわる中、17年前の答申に基づき延々と民営化計画を掲げ続けることが真の改革と言えるのかどうか、大いに疑問だとし、7月議会で池田新市長に見解を求めたわけでございます。

このときの市長の御答弁は、答申から17年が経過し、児童虐待、貧困家庭、発達障害のある乳幼児の増加など、保育を取り巻く環境は大きく変化していると認識している。行政改革委員会からの答申については尊重すべきと考えるが、私としては、保育を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しが必要と考えているので、今後しっかりと市民の声や行政改革委員会の意見を聞きながら対応したい、こういうふうに一歩踏み込んだ御答弁がなされております。

しかし、今年度見直しが必要との市長の見解は反映されず、引き続き民営化計画が出されております。執行部でさえ望まない計画がなぜこのようにひとり歩きをするのか、私にはわかりませんが、しっかりと市民の声を聞くが、決められない市政では市民は納得できません。今日、公立保育所と民間保育所がそれぞれのよさを発揮しながら少子化が進む中で子育て世帯を応援して、防府市の将来を担う子どもたちの保育を協力して進めることこそ、今求められているのではないのでしょうか。

公立保育所の民営化の廃止を求めて18年、私の任期の36年の半分でありますけれども、18年、ぜひ今回市民の声が届くような答弁がなされることを期待をいたします。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山本議員の子育て支援についての御質問にお答えいたします。

本市では、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進しており、子育て支援につきましても重点的に取り組む課題であると認識しております。

議員御質問の防府市立保育所の民営化につきましては、平成13年の行政改革委員会の答申に基づき、5園ありました市立保育所は、平成21年に三田尻保育所、西須賀保育所の2園を民間へ移管したことにより、現在は宮市保育所、江泊保育所、認定こども園とのみ保育所の3園となっております。

近年、保育を取り巻く環境は大きく変化しております。中でも児童虐待や貧困家庭などの問題により、保育所は地域における子育て支援の拠点としての役割も求められてきております。

さらに、本年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されますことから、潜在的な保

育ニーズが喚起されることも予想されます。

私といたしましては、宮市保育所、江泊保育所、認定こども園とのみ保育所の今後のあり方につきましては、民営化ありきではなく、幼児教育・保育の無償化後の動向も踏まえ、市立保育所の役割、位置づけを見極めた上で、方向性を定めたいと考えております。

行政改革委員会の答申から18年が経過いたします。今後、検討を急ぎ、方向性を定め、行政経営改革委員会のほうにお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきました。

ただ1点だけ質問をさせていただきます。ただいまの答弁の最後に検討を急ぎ方向性を定め、いずれにしても行政経営改革委員会にお諮りしたい、こういうふうに確か答弁をされたと思いますが、意気込みはわかりましたけれども、具体的にいつごろまでに方向性を定め、行政経営改革委員会に諮られるのか、その具体的なスケジュール等、お考えがありましたらぜひお願いをいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

今後の幼児教育・保育の無償化の動向などを踏まえ、遅くとも来年度中には行政経営改革委員会にお諮りしたいと考えております。

以上であります。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 遅くとも来年度中ということでした。全国的にも公立保育所の民営化計画を撤回する自治体が出ておりますけれども、やはりその背景に、公立保育所の存在意義が改めて認識されてきているのだということを感じております。児童福祉法は第24条第1項で自治体の保育実施義務を規定しておりますが、それを直接果たすのが公立保育所でありまして、公立保育所は地域の保育のスタンダードをつくっていく、広範な市民が求める保育内容をつくっていく必要がありますし、責任もでございます。保育を取り巻く環境が大きく変化している中で、その役割は、またその重要性は増してきているというふうに感じております。

市立保育所の民営化計画を廃止するためには、行政経営改革委員会に諮ることが必要でございますけれども、ぜひ遅くとも来年度中というふうな御答弁をいただきましたが、ぜひ次回の委員会に諮られますように、その取り組みを進めていただきたいということを強く要望いたします。

平成13年の行革答申から18年、私はずっとその問題点を指摘しながら、繰り返し計画の撤回を求める質問をさせていただきました。そして、ようやくその動きが出てきたことに保護者をはじめ市民とともに率直によかったという思いでございます。執行部には具体的な取り組みを早急にしていただくことを強くお願いを申し上げまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、2番、山本議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 続きまして、18番、久保議員。

〔18番 久保 潤爾君 登壇〕

○18番（久保 潤爾君） 「無所属の会」の久保潤爾です。通告に従いまして、平成30年度決算を受けての財政運営についてお尋ねいたします。御答弁、よろしくお願いいたします。

防府市の平成30年度決算の実質収支は、約10億4,000万円の黒字となりましたが、実質単年度収支は約6億9,000万円の赤字となり、前年度に比較して赤字額は約4億4,000万円減ったものの、5年連続の赤字計上となりました。

毎たび申し上げておることですが、地方自治体の決算数値として主に扱われる実質収支の金額は、その年の純粋な収支ではなく、これまでの収支の累積金額であります。つまり、実質収支が10億4,000万円の黒字ということは、1年間で10億4,000万円お金が増えたということではありません。何十年と財政運営をしてきた結果、現在これだけの金額がありますというような意味合いです。

自治体のような単式簿記会計では、実質収支の数字をもって黒字、赤字を判定することに一定の意味はあるのですが、普通、決算と言えばその年の1年の収入から支出を差し引いて、黒字であったか赤字だったかを判断するというように考えるのが一般的でしょうから、これまでの収支が影響する実質収支で黒字、赤字と称するのは大変わかりにくい側面があります。

また、実質収支は、自治体に財政調整基金、つまり市の貯金がある程度あればそれを取り崩すことによって、黒字にすることができます。余りいい表現ではありませんが、操作可能な数値です。

そのような実質収支だけを見て、自治体の黒字、赤字を判断することは適切ではなく、貯金の出し入れ、借金の繰上返済などのプラス要素、マイナス要素を加味した実質単年度収支を見ることで、初めてその年の黒字、赤字がわかると考えます。

そして、冒頭申しましたとおり、今年度も実質単年度収支は赤字となり、これで5年連

続の赤字計上となりました。

実質単年度収支の赤字が3年続けば、放漫経営を疑う必要があると言っておられる有識者の方がおられます。実質単年度収支の赤字が4年続いたときに、住民への説明において、異常な財政運営といった表現をされた自治体の首長もおられます。

防府市は5年連続で実質単年度収支が赤字でございます。市の貯金に当たる財政調整基金の残高も、前年度末に比べて約5億2,000万円減少し、平成30年度末現在で約31億6,000万円となっています。赤字額は減少したとは言え、5年連続で赤字計上という事実は非常に重く、持続可能な財政運営のための取り組みは急務であると考えます。

そこで、お尋ねします。まずは、今回の決算に対する当局の見解、特に実質単年度収支の5年連続の赤字という状況をどのように受け止めておられるかを教えてください。

2点目に、中期財政計画についてお尋ねします。

この2019年から2023年度までの中期財政計画は、実質単年度収支の4年連続赤字という厳しい財政状況を受けて、持続可能な財政運営を行うために取り組まれるものと理解はしておりますが、改めてその概要を御説明ください。

最後に、3点目ですが、ことしの4月1日に設置された防府市財政健全化対策本部の運営状況について御説明ください。

以上、3点について御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 18番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 久保議員の平成30年度決算を受けての財政運営についての3点の御質問にお答えいたします。

近年、本市の財政状況は歳出構造の硬直化等により、多額の財政調整基金を取り崩し、収支の調整を行う大変厳しい状況が続いております。

一方で、このように厳しい財政状況の中にあっても必要な行政サービスの提供や、市民の安心・安全の確保など、重要な課題についてはしっかりと取り組んでいかなければなりません。

そのためには、早期に健全な財政基盤の構築を図ることが肝要であり、財政健全化に向けた取り組みを確実に進めていく必要がございます。

私は、財政健全化の取り組みを進めるに当たっては、新たな財源の確保など歳入面の取り組みや事務事業の見直しなどによる歳出面での取り組みを進めることはもとより、将来にわたり安定的な税財源の確保を図るための取り組みなど、歳入面、歳出面、税源涵養の3つの観点から、財政健全化の取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

さて、1点目の実質単年度収支が5年連続赤字計上となった、今回の決算に対する見解でございます。議員御指摘のとおり、本市の実質単年度収支は平成26年度以降連続して赤字が続いており、また、この赤字に合わせ、財政調整基金の残高も平成26年度末の約54億5,000万円から平成30年度末の約31億6,000万円まで減少し続けております。

平成30年度において、私は市長就任と同時にこの厳しい財政状況に対応するため、財政基盤を立て直す手がかりとして、まずは補正予算については最小限にとどめ、小・中学校教室へのエアコン設置など、安心・安全の観点から緊急性の高いもの以外は行わないことといたしました。また、その実施に当たりまして、可能な限り国・県の補助金や手厚い交付税措置がなされる事業の活用により、一般財源の圧縮、財政健全化に向けた道筋をつけるべく努めてまいりました。

しかしながら、こうした取り組みにより、前年度に比べますと赤字額は減少したものの、平成30年度決算においても赤字の解消には至らず、実質単年度収支は5年連続の赤字となりました。

このように、本市の財政状況は依然厳しい状況にあり、これまで以上の取り組みをもって持続可能な財政基盤の確立に努めていかなければならないと考えております。

次に、2点目の中期財政計画についてです。中期財政計画は、計画策定時点の財政状況や社会情勢を参考に、今後5年間の収支を推計し、収支改善に向けた課題を明らかにするとともに、持続可能な行財政基盤を確立するための指針として、毎年、予算編成方針発表時に策定、そして公表しているものでございます。

昨年10月に策定いたしました中期財政計画における将来の推計では、財政負担軽減に向けた対策を講じなかった場合には、5年間で約80億円の財政財源不足を生じ、2023年度末には財政調整基金が枯渇する事態に陥ることが見込まれました。

そのため、私は2019年度から2021年度までの3年間を財政健全化の集中取組期間と定め、さまざまな取り組みにより、当初予算編成時点での財源不足額の圧縮を図ることといたしました。

安定的な財政運営を行うためには、財政調整基金は多いに越したことはありませんが、災害への備えなどを考えると、市の標準財政規模、約230億円ですが、これの1割程度は最低限必要と考えます。そのため、集中取組期間の最終年度である2021年度末の決算段階での財政調整基金残高を20億円以上確保し、その後もその状態を維持できることを目標としたものでございます。

次に、3点目の防府市財政健全化対策本部についてでございます。集中取組期間の初年

度となります。2019年度の当初予算編成に当たっては、全ての事業をゼロベースで見直すこととし、部局単位での一般財源の枠配分方式を新たに導入するなど、職員の意識改革を促しつつ、市民生活への影響が最小限となるよう慎重に事業の見直しを行いました。

また、財源確保の面では、国・県の補助事業の活用をはじめ、財源措置のある施策の積極的な導入を図るとともに、議員から御提案のありました基金の一括運用や有利な金融商品での運用にも取り組み、自主財源の確保にも努めたところでございます。

こうした取り組みを行った結果、当初予算編成におきましては一定の成果は上げることができましたが、歳入に見合った歳出構造への転換を図るためには決して十分ではなく、全庁を挙げたさらなる取り組みの推進が不可欠であると判断いたしました。

このため、今年度、副市長を本部長とし、各部局長で構成する防府市財政健全化対策本部を設置し、財政健全化に向けた取り組みを現在加速化させているところでございます。

現在、本部長の指揮のもと、鋭意取り組んでいるところでございます。具体的な状況につきましては、本部長でございます副市長のほうから答弁させたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 副市長。

〔副市長 森重 豊君 登壇〕

○副市長（森重 豊君） 私からは、御質問の防府市財政健全化対策本部の取組状況についてお答えをいたします。

本部の取組状況でございますが、年度当初に本部を開催し、私からは歳入面、歳出面、税源涵養の3つの観点から具体的な取組課題を指示いたしているところでございます。

現在、各部局において、さまざまな面から検討を進めており、私も随時報告を受け、必要な指示をいたしているところでございます。

取り組みの内容でございますが、まず歳入面におきましては、国・県等の補助事業の積極的な活用はもちろんのこと、市有財産の有効活用を図るため、駅北公有地をはじめとする未利用地などの遊休資産の売却や、スポーツ施設、文化施設へのネーミングライツの導入に向けて取り組んでおるところでございます。

そのほかにも、滞納額の圧縮を図るため、市税等の徴収体制の強化、ふるさと納税の見直しによる寄附金の増収、国際交流基金をはじめとする保有基金の積極的な活用、競輪事業からの繰り入れの可能性などについても検討を進めているところでございます。

このうち、遊休資産の売却、ネーミングライツの導入につきましては、全庁的かつ確実に取り組みを進めるため、このたび総務部次長をトップとするプロジェクトチームを財政健全化対策本部のもとに新たに設置したところでございます。

次に、歳出面におきましては、来年度予算においても一般財源の枠配分方式を実施することとし、事務事業の目的、成果等を再度点検・検証し、時代に即した事務事業になるよう、いま一度見直しを進めております。

そのほか、公の施設における指定管理のあり方の検討や、形骸化している審議会・協議会の見直し、さらに将来の償還を見据えた適正な償還期間等の設定による公債費の平準化、特別会計・企業会計の繰出金の適正化などについても検討を進めているところでございます。

次に、税源涵養につきましましては、企業誘致や庁舎建設等をはじめといたしましたまちづくりによる市の活性化などを通じ、安定的な税財源の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

財政健全化に向けた取り組みを進めるためには相当な努力を要しますが、早急に取り組むべきものはスピード感を持ちつつ、また市民生活に与える影響は最小限にとどめながら、着実に取り組みを推進し、中期財政計画に掲げる財政健全化対策の効果額、最低でも年2億円を、来年度予算編成においても達成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 御答弁、どうもありがとうございました。

池田市長も就任されて、わずか1年半ですけど、実質単年度収支の連続赤字という状況、厳しい財政状況、大変困惑されているところであるかと思えます。

その中で、御答弁にありましたように、その対策のためにいろいろと手を打っていただいております。大変感謝しております。また、めり張りをつけて精力的に政策も実行しようとしておられます。政策の実現とともに持続可能な財政基盤の確立に向けて、引き続きの御努力をどうぞよろしくお願いいたします。

また、基金の一括運用について言及していただきありがとうございました。マイナス金利政策ということで、なかなか運用益というのは難しいんだと思うんですけど、基準財政収入額に算入されない貴重な自主財源ですので、政策の動向を注視しながら、まず機動的な運用をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、決算についてですけども、今回、実質単年度収支6億9,000万円の赤字ということですが、庁舎建設基金と減債基金で約3億円ずつ、合わせて約6億円を積み立てておられます。まず、庁舎のほうですけど、特別委員会でいただいた資料によると、積立

額は35億円という資料をいただいておりますが、今回の積み立てで基金の残高約37億円となりましたが、今後の積立方針はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。庁舎建設基金でございます。庁舎建設につきましては、今年度から基本設計、実施設計に今入っておるところでございます。

当初予算で、この設計に充てる財源といたしまして、令和元年度予算でございますけれども庁舎建設基金の取り崩しを計上いたしました。今後、事業の進捗に伴いまして、市債の発行あるいは償還等も考慮しながら、基金の効果的な取り崩しを予定しているところでございます。

このため、当初予算においては庁舎建設基金への積み立てを計上することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 庁舎に関しては、積み立ての予定は今のところないということで理解いたしました。

続いて、減債基金ですけれど、防府市は市債の満期一括償還・繰上償還等は行っておりません。その防府市が、減債基金を積み立てる理由を教えてくださいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えをいたします。減債基金でございます。本市におきましては、市債の償還に必要な財源を確保し、財政の健全な運営に資することを目的に、減債基金を設置をいたしております。こうした中で、市債の償還が多くなった場合であっても、公債費の財源を確保いたしまして、予算編成ができるようにするために、積み立てを行っているものでございます。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 公債費の平準化のために積み立てるという理解でよろしいですね。わかりました。

来年度、庁舎積み立ても一応予定はないと、減債基金に関してもこれ3億円ですから、来年積み立てがなかったとしたら、ことと同じ財政運営したら来年は約9,000万円ぐらいの赤字で済むのかなという考え方もなくもないんですけど、ただやっぱり、年度当初でまた市債、かなり今回起債されていますし、これからも公債増えていくから減債基金はまた積まなきゃいけないと思いますので、やはり厳しい状況には変わらないのかなと

いうふうには思います。

では、次に法人市民税です。これ、昨年9月議会の一般質問で、企業業績が好調と言われているにもかかわらず、市民税は22.1%減少していたんです。それは一体何でかと聞いたら、決算時期によるずれが要因ですと、だから30年度はその好調な業績に応じたものが入ってきますからということで安心はしておったんですけど、それがことしの決算、成果報告書を見たら昨年比マイナス2.1%ということで、さらに下がっているわけです。これは一体どういうことかというところを説明していただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えをいたします。法人市民税でございます。法人市民税につきましては、先ほど議員のほうから御紹介もございました。去年は、決算時期のずれにより、増収となるということを申し上げましたけれども、この結果、増収となった企業がありました。しかしながら、一方で好調と判断をしていた企業の中に減収となったものがございまして、平成30年度決算におきましては前年度決算比で減収となったものでございます。

今後、企業業績の一層の捕捉に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 企業の業績把握というのは難しいんでしょうけれど、ただ、好調と判断されるとはどういうふうに調べられるというか、どういうふうに判断されるんですか。どんな資料を使ってというか。どんなデータを使ってというか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） それぞれの時期におきまして、企業さんへお話を聞いたりアンケートをとったりして、捕捉に努めております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） なるほど、企業から直接情報はいただいておりますけど、やっぱりその今回、好調と判断していた企業がそうではなかったということです。やっぱり、なかなか難しいんだということはよくわかりました。

ちょっと、法人市民税に行ったので、次、固定資産税のほうにちょっと行きたいんですが、これ29年度は増収だった土地・家屋に対する固定資産税が減収にこれ、転落しています。

昨年の決算委員会だったか、本会議だったかちょっと忘れちゃったけど、執行部からの説

明の中で、もう地価は下げ止まりと多分説明されたんだと思う。私、それをメモしているんです。地価下げ止まりと言われておったんですが、また減収に転落したということです。執行部はそうやって分析されていたにもかかわらずこうなったのはどういうことかということと、今後はどのような動向をとると分析しておられるか。

また、設備投資の減少によって、償却資産に対する固定資産税収入も減っています。これはどのように評価されておるか。そのあたりをお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 固定資産税の関係の御質問でございます。

固定資産税、今後の動向でございます。まず、土地についてでございますけれども、地価公示によれば、市内の市街地では横ばいからやや上昇。周辺地域におきましては、少し横ばい状況が見られまして、ある地点では下落をしているというものも見られ、下落も縮小にあるという状況でございます。

それから、家屋でございますけれども、家屋につきましては現状では新・増築の家屋が今、増加傾向でございます。平成30年度決算におきましては、評価替えの年でございますので、再建築価格の下落により、減収となっております。

それから、償却資産でございます。償却資産ですけれども、設備投資にはやっぱり波がございます。その影響があったものと考えております。先ほどと同じになりますけれども、今後の企業の設備投資についても捕捉に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 法人市民税もこういった固定資産税も捕捉というのはすごく難しい、正確なことを把握するのは難しいとは思いますが、やはり見込みと大きく違うと、やはりこれは赤字に直結していくんじゃないかなというふうに思いますので、正確な捕捉に、より一層の努力をぜひお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 質問の途中ではございますけれども、ここで、昼食のため、午後1時まで休憩とさせていただきます。

午前11時57分 休憩

午後 0時59分 開議

○副議長（橋本龍太郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） それでは、午前中に引き続きよろしくお願ひいたします。

決算について、引き続いて経常収支比率について伺います。

経常収支比率は、昨年と比して2.3ポイント改善しております。この要因は何でしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 経常収支比率の御質問にお答えいたします。

平成30年度におきまして、経常収支比率は96.9%、前年度の99.2%から2.3ポイント改善をいたしております。

要因といたしまして、歳入におきまして地方税の減収があったものの、地方交付税、臨時財政対策債等の経常の一般財源が増加したこと、一方で、歳出におきましては、補正を行わなかったこと、あるいは公債費等の経常経費充当一般財源が減少したことが要因でございます。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 改善の要因は、臨時財政対策債の起債額の増加がその要因の一つということではなりました。

臨時財政対策債、一般財源とは言われていますけれど、赤字地方債の性格も持っているかと思ひます。臨財債の増加によるポイントの改善というのは、必ずしもよいこととは言えないのではないかなというふうに考えます。

あと、公債費の減少というのもあるようなんですけど、今年度の予算の起債額57億円を考えると、今後また公債費は増えていくんであるかなと思ひますので、経常収支比率の数値、注視していただければと思ひます。経常収支比率を最重要数値の一つとして位置づけておられる専門家の方もおられます。臨財債を含むのはやむを得ないにせよ、100%を超えないように努力していただきたいと思ひます。

次に、本答弁でもあったんですが、財政調整基金の残高についてお伺ひします。昨年は、標準財政規模の約15%であった残高が、30年度の決算では約13.5%となりました。市長の御答弁では、標準財政規模の10%程度、最低限20億円というような感じではなされたかと思ひますが、昨年同じような質問をしたんです。そのときに、総合政策部長が10%が確かにあるけれど、その金額では災害等を考えると心もとないのではないかなというふうな答弁をされておられます。

最低限が20億円ということであると思ひますけれど、今の財政状況を考えて、財政調整基金、どのぐらいが適当というか、あったらいいというふうに考えておられるか。も

し、見解がありましたら教えてください。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 財政調整基金の残額ということでございます。

財政調整基金ですけれども、年度間の財源不足に備えるために決算剰余金を積み立てる。経済事情の変動等による減収あるいは災害等の予期できない支出、それからやむを得ない減収あるいは緊急性の高い大規模な建設工事等に充てることということで設けているものでございます。

財政調整基金の適正な残高につきましては、先ほど御指摘もございました、この額が多いに越したことはございませんけれども、現状において今の状況で少なくとも標準財政規模の10%程度は必要であると、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 中期財政計画等を見ても、今の状況を見ても、なかなか10%以上を持つということが難しいのかもしれないけれども、多いに越したことはないとも言われましたので、たしか一般に標準財政規模の10%程度が適正と言われておりますけれども、人口も税収も増える時代だったらそれでもいいと思うんですけれども、今もう人口も税収も減少が見込まれる時代です。また、最近もありましたけど、これまで経験したことのないような災害も起こる時代でございます。

これまで、誰も経験してこなかった時代を迎えているという、そういう状況をしっかりと見つめられて、実質単年度収支の黒字化が実現しましたら、また10%以上の基金残高維持に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、決算は終わりました、中期財政計画についてお尋ねいたします。

財政収支の見通しというのがあるんですが、その中で地方税による収入が、今後上昇するようなシミュレーションになっております。この根拠というのは一体何なのか。そして、この金額というのは達成可能な金額なのかというところを教えていただければと思います。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 中期財政計画による財政収支見通しの地方税ということでございます。

中期財政計画におけます地方税の収入見通しにつきましては、国が示します中長期の経済成長予測、あるいは予定をされております税制改正などを参考にいたしまして、計画策定時点において一定の想定に基づく5年間の推計をいたしております。

このため、中期財政計画は毎年度10月に発表する翌年度の予算編成方針に合わせまし

て、社会情勢、決算状況等を参考に毎年見直しを行っているところでございます。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 国の中長期経済成長予測などに基づいてというような内容だったと思います。それで、毎年見直していくということですが、恐らく毎年見直してもそこまで大幅に金額変わるものなのかなというふうには思うんですけど、これで見ますと、2019年を起点として考えると、2020年には約2億3,000万円税収が上がる、2019年に比べてです。2021年は、2019年に比べて約1億5,000万円税収が上がる。2022年は、約2億7,000万円上がる。2023年は約3億7,000万円、地方税収入が2019年に比べてそれだけ大きい金額が入ってくるという、そういう想定になっているんですけど、これはかなり楽観的過ぎると思うんですけど、実際に現場におられる執行部の体感として、これはあくまで国の経済成長予測に基づいているわけですけど、執行部の体感として本当にこのような金額が達成可能と考えておられますか。お願いします。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 今、御指摘がございました、達成が可能かということでございます。先ほどからいろいろ御指摘をいただいております税収の捕捉の関係でございますけれども、そういう点等踏まえますと、どうかということも御指摘のとおりだとは思いますが、この中期財政計画において、国の全体の経済成長予測というものも参考にいたしまして、現在のところでは今の一定の予測に基づいてこの計画を策定しているという状況でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） わかりました。わかりましたというわけではないんですが、再質問でちょっと事前通告していなかったことですから、なかなかお答えにくかったと思います。

ただ、やっぱり楽観的ではないかなと思うわけです。この楽観的な数値の見通しでも、なお対策を講じなければ毎年財源不足が生じる。2023年には基金は枯渇するというようなシミュレーションになっております。やはり、非常に厳しいんだなということを感じるわけです。このように税収が伸びるというシミュレーションをしてもこうなるということとは。

こういったことを、当然、財政当局の方は理解しておられるわけですけど、財政当局以外の職員の皆さんも、対策本部も今ありますから、当然知っていると思いますけれど、そ

のことを共有していただけるようお願いいたします。

次に、中期財政計画の中に、今年度から集中的取組期間ということになっているんですが、財政健全化対策の集中的取り組みの中に、全事業を対象としたスクラップアンドビルドという言葉と、限りある財源をより高い効果が見込める事業や重点施策に集中的に活用という言葉がございます。

この見直しには既に着手しておられるのでしょうか。もし、具体的に示せる事業があれば教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 健全化の中での集中取り組みということでございます。

3年間の集中取組期間の初年度といたしまして、2019年度、令和元年度の当初予算編成におきましては、全事業ゼロベースでの見直しに取り組んだところでございます。

こうした結果、太陽光発電システム等の導入補助金などの88事業を休廃止・縮小をいたしております。また、産後の産婦健診など新たに51事業を創設、29事業について拡充を図ったところでございます。

来年度、令和2年度の予算編成におきましては、さらなる見直しを進める必要がございます。現時点では、具体的にお示しできる段階ではございませんけれども、現在、各部局におきまして、随時、財政健全化本部長にも報告の上、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） ありがとうございます。検討されているということでございました。

これも、ちょっと事前にお知らせしていないことになってしまうので申しわけないのですが、今、具体的に、まだ示せる段階にはないというふうな御答弁だったと思います。具体的に示せる段階というのはいつごろになるか。どのようなときなのか。もし、お教えいただければお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） 具体的に示せる状況は、一応今、10月にもう一回本部を開催しまして、方針を決めて査定に入ってからと思っております。だから、意思形成過程の中ではちょっと発表できるという段階にはなりません、その辺で。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 自分なりの理解でいきますと、11月にそれを示せるという

ことですか。それとも、やはり示すのはちょっと難しいという意味ですか。済いません、どういう意味合いでしょうか。内容を具体的に示すことができるのか、できないのか。できるとしたらいつごろか。

○副議長（橋本龍太郎君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） 歳入歳出もありますので、その辺については11月という断定的なことはちょっと、今は表現できません。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） わかりましたと言ったらいけないんでしょうけど。

昨年度、やはり予算の枠配分方式等採用されて、方針はすごくよくわかるんですけど、やはり、議員の中にも急に何かいきなりこの事業を削減されてみたいなきっかけがありました。

示せるのだったら示していただいて、ちょっと議論の場にも乗せていただけたらと思うのですが、そこらは議会としてやっていいのかどうか、正直わかっていなくて言っていますけれど、そういったこともあるので情報が示せるのであればぜひ示していただきたいという思いがございます。よろしくお願いいたします。

いずれにせよ、ただ事業の選択と集中というのは避けて通れないと思いますので、引き続きの御努力についてはよろしくお願いいたします。

同じく、集中的取り組みの中に、遊休資産の売却、賃貸等による資産の有効活用というのがございます。こちらについての状況はいかがでしょう。お答え願えますか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 遊休資産に関する御質問でございます。遊休資産の売却あるいは貸し付け等につきましては、これまでも行ってきたところではございます。

今年度、改めて未利用財産等につきまして、全庁的に再度把握をいたしまして、売却可能な未利用財産の洗い出しを行っております。

今後におきまして、先ほど答弁いたしましたけれども、財政健全化対策本部のもとに設置いたしましたプロジェクトチームにおきまして、どのような売却とか、具体的な売却に向けての取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 本答弁の中では、駅北公有地についての言及はございました。今、ほかにも検討されているというところがございます。

具体的にどこだというのは、今ここで教えていただくことは可能ですか。それとも、ち

よっとまだ、控えてほしいという段階でしょうか。どちらでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） 差し控えさせていただきたいというふうに思っております、現時点で。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） わかりました。いずれにしても、売却収入とその後の民間による有効活用にも努めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

今のは短期の集中的取り組みのところだったんですが、次に長期的な取り組みとして、公共施設の規模縮小、複合化、統合化による総量規制、受益者負担の適正化というのが計画にはうたわれております。

これらの取り組みに、市民からの理解を得るには、財政状況というのを正確かつわかりやすく市民に周知して、本当に理解してもらう必要があると思います。

前回の質問のときにもお聞きしましたが、そのようなお考え、さらに工夫をするというようにそういったお考えはございますか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） いかにかに財政状況を市民の皆様にはわかりやすく周知するかということでございます。

財政健全化に向けた取り組みを進めるためには、市民の皆様への御理解が不可欠でございます。このため、わかりやすい資料等をお示ししていくことが必要であると考えております。

昨年10月15日号の市広報の決算報告におきましては、今までなかった、新たに実質単年度収支あるいは経常収支比率などの財政指標を加えまして、少しでもわかりやすい表現となるように見直しを行ったところでございます。今年につきましても、新たな工夫を加え、11月1日号に掲載をする予定といたしております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 新たな工夫を加えていただけるということで、どうもありがとうございます。

一番最初の質問でも言及しましたし、これまでもずっと言っておるんですけど、自治体の決算の黒字、赤字は、実質収支を用いるので、非常にわかりにくくなっています。決算と言え、その年度1年間の成績を表すというのが一般的な認識であると思います。

ところが、ちょっと最初と繰り返になりますけど、実質収支はこれまでの財政運営の

収支の累積であって、防府で実質収支が黒字ですということは、防府市が約80年間財政運営してきた結果、今これだけのお金がありますよというぐらいの意味なんです。1年でこれだけお金が増えましたでもなくて、1年でこれだけお金が余りましたでもありません。そうであるのに、決算の結果として実質収支が10億4,000万円の黒字と、そういった発表をされるわけです。

先ほどのような一般的な認識でこの発表を聞いたら、10億4,000万円も黒字が出ているのに財政が厳しいというのはどういうことかと、こういうふうになると思うんです。でありますので、1年間の成績というのは一般的な決算に対する認識に近い数字、自治体における決算数値で、一般の企業に近いような数値は実質単年度収支であって、防府市はそれが5年連続赤字なんですと、そして、5年間の赤字の累積額は約28億4,000万円なんですといったことを市民に伝えなければならないと思います、もし周知するのであれば。それが伝わらなければ、お金がそれだけ余っているのだったらこれもあれもやってくれということになると思います。

また、実質単年度収支が赤字になるということは、蓄えを取り崩しているということです。その蓄えがなくなったらどういうことになるかということも伝わったほうがいいんじゃないかなと思います。

ちょっと、ここで副市長にお尋ねするんですけど、今、毎年、蓄えである財政調整基金を取り崩して運営しているところです。蓄えである財政調整基金がなくなると実質収支はどのようになる可能性が高くなりますか。

○副議長（橋本龍太郎君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） 現状の予算編成では赤になろうかと思います。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） そうですね、赤字になる可能性が非常に高くなります。財政調整基金が枯渇しますとですね。

それでは、財調が枯渇して実質収支が赤字になりましたと。赤字になった場合、その赤字はどのように補填するか。それも教えていただけますか。

○副議長（橋本龍太郎君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） 次年度予算から繰上充用をするという形になろうかと思いません。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） そのとおりでございます。要するに、次の年の収入を前の年の赤字を埋めるために使わなければいけなくなるということです。繰上充用しなければな

らなくなります。

もしも、例えば実質収支が1億円の赤字になったら、それを翌年度の収入で補填するということをして、しかし、もしその年に、前の年と全く同じ財政運営をしてしまったら、その次の年の赤字は今度は2億円になるわけです。そんなことはまずないと思いますが、その次の年も同じ運営をしたら今度は2億円が4億円になる。赤字は雪だるまで増えていくわけです、実質収支が赤になってしまって、何も対策を施さないで。

こういうふうには、実質収支が赤字になると放置ができませんので、例えば人件費の見直し、行政サービスの大幅な縮小といった、こういったことを余儀なくされます。

御存じの方も多いと思いますけど、昨年、福井県の福井市は財調の残高がかなり減っているところに大雪の災害に見舞われて、実質収支が赤字になりました。財調がなくて赤字になったんです。その結果、財政再建計画をつくられて、職員の給与削減、議員報酬の削減、事業を146事業中止、大型公共事業の先送りと、こういったことを行わざるを得なくなったわけです。

実質単年度収支の赤字が続いて財調がなくなれば、実質収支が赤字になる可能性が物すごく高くなります。普通は赤字になります。そのことは、市民サービスに多大な影響を及ぼします。そのことと、防府市が5年連続実質単年度収支が赤字になって財調が減り続けていることで、このまま放置すれば実質収支も赤字になるかもしれないと、こういうことを市民に理解してもらわないと、公共施設の再編や受益者負担の適正化、こういったことの理解は得られないと思います。

ちょっとお尋ねしたいというか、確認したいんですが、今、私、実質収支とか、実質収支の赤字とか、実質単年度収支についていろいろと述べてまいりましたが、今の私の理解、執行部から見て間違っていないかどうか、教えていただけますか。間違っていたら、どうぞ間違っていると教えてください。いや、本当に、確認しないと、間違ったこと言っちゃいけませんので、お願いします。

○副議長（橋本龍太郎君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） おっしゃるとおりでございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） そう言っていただけますと、自信を持って次のことが言えるんですが、じゃあ私の理解が間違っていないということであれば、わかりやすく周知するということで、例えば、防府市は民間企業で言うところの決算であれば5年連続の赤字で、その間の赤字の累積額が約28億4,000万円です。このままでは貯金がなくなります。実質収支は赤字になったら、さっき言ったようなことが起きますということを、ど

うぞ市民の周知の内容に加えていただきたいと思いますので、これは検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

中期財政計画、最後になります。取組効果目標として、2021年度末に財政調整基金残高20億円以上を確保し、その後も同様の状態を維持することを目指すとあります。本答弁でもおっしゃっていました。

これをやろうと思ったら、歳入歳出の構造を根本的に見直す必要があると思うんですけど、市長はどのような構造を考えておられるのでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員のほうから、どのような財政構造が理想かということだと思いますけれども、財政調整基金等の繰り入れに頼らない財政運営だと思います。言いかえれば、その年度の歳入でその年度の歳出が全部賄えるということが理想でございます。

そうした中では、特に一般財源でございますので、その年に必要な一般財源は税や交付税等を入れて一般財源で賄うところが大切だと思います。そうすれば、大丈夫だと思いますけれども、そうした中で、その一般財源の圧縮に当たっては、市民サービスの低下につながらないように、国や県のいろんな事業をとってこることによって、一般財源をそういうふうな補助金に振りかえるとか、また市債の発行に当たっては、将来の公債費のうち交付税率の高いものを入れて、実質的な一般財源をいらないようにすることによって、この財政構造を構築することが、ややもすると歳出の圧縮というふうに皆さん思われますけれども、歳出の不要なものはその見直しが必要でございますけれども、入りの部分を全庁挙げて（ ）の税源涵養を含めまして、国や県、いろんなものを、またそれ以外のところにあるので、そうしたものを活用することによって、市民サービスに低下を与えないようにしながら、できれば財政構造のきちんとしたものになるように、あと3年、2年半ですか、全力を挙げて取り組みたいと考えております。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 歳入等も、税源涵養のほうにウエートを置かれないというところで、大変頼もしいと思います。私は凡人なので、どうしても歳出カットのほうを考えてしまうほうなので。ただ、本当にそれでしたら、ぜひその方針でやっていただきたいと思えますし、歳出カットが最小限で済んだらそれに越したことはございません。

ただ、実質単年度収支、この数字をちゃんと注視していただいて、財調が減り過ぎないように努力はしていただきたいんです。何か間違ったことを言いましたか。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

○市長（池田 豊君） 済みません、歳出が緩くて大丈夫という意味じゃございません

ので、当然、見直しをする中で歳入等についてもしっかりと確保して、その見直しが市民生活には大きな影響を与えないようにしたいという意味でございますので、歳入で確保、全体が賄えると、そういう意味ではございませんので御理解いただきたいと思います。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 濟いません、ちょっと早とちりしたみたいです。どうも濟いません、わかりました。了解です。

それでは、財政健全化対策本部のところでも1点だけお聞きしたいんですが、副市長の御答弁の中で、指定管理のあり方の検討——歳出面で、特会、公営企業会計の繰出金の適正化について検討されているということでした。

例えば、どこの指定管理を見直すとか、ここへの繰出金を今ちょっと考えているとか、示せるものがあつたらということになりますが、示せたら示していただきたい。示せないのであれば、今どのぐらいまでそういった話が具体化しているかというところを教えてくださいなと思います。

○副議長（橋本龍太郎君） 副市長。

○副市長（森重 豊君） 指定管理につきましては、選定委員会等々もありますので、特定のものには差し控えたいと思いますが、繰出金につきましては、今、下水道等の繰出基準等の見直しも、今、検討をしているところでございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 水道事業への繰出金等は今、検討しているということですね。水道局長、御存じなんでしょうか。上下水道局長。

○副議長（橋本龍太郎君） 上下水道局長。

○上下水道局長（河内 政昭君） お答えいたします。

今現在、先ほど申しておりますように、副市長のほうをトップとします財政健全化委員会のほうで、いろいろと指示をいただいておりますので、局内のほうでそういったことも含めて検討しておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 正直言って、下水道のほうも大変な状況ではあると思うんですけど、全体のことを考慮して、ぜひ頑張ってくださいなと思います。よろしく願います。

じゃあ、本質問に対する再質問はここで終わらして、ちょっと寝屋川市というところ、御存じだと思います。寝屋川市さんが、財政規律ガイドラインというのをつくっておられ

る。ちょっと見て、参考になる文言とか方針等ありまして、ちょっと御紹介させていただきます。

寝屋川市さんは、平成16年以降、14年連続で実質単年度収支の黒字を確保しておられます。防府に比べたらかなり頑張っておられる形です。また、健全化判断比率も健全な状態を維持されています。これは、防府も健全化判断比率はもう健全でございます。

しかし、ここからも防府と似ているんですが、経常収支比率が高い。そして、少子高齢化により、これからさらに扶助費の増加が見込まれる。要するに、また経常収支比率が悪化していくということです。さらに、人口の減少傾向、ここベッドタウンなので、そういった企業が少ないらしいんです、割合として。だから、人口の減少傾向が見込まれること。これは、全国共通だと思いますが、公共施設の老朽化に伴う更新等がこれからやってくるということで、こういった状況を、寝屋川市さんはこれまで経験したことの無い厳しい環境が今後差し迫っていることに危機感を持ち、今からできる最良かつ最大限の対策をさまざまな視点から講じることで、持続可能な行財政運営の実現を図っていく必要があるというふうに書かれています。

防府市にもこれは当てはまると思います。これまで経験したことの無い環境というのは、これから全国ほとんどの自治体が直面することであります。防府市も例外ではないと思います。

まずは、実質単年度収支の黒字化を行わなければならないんですけれど、そのような厳しい環境を伴う時代に対応して、この寝屋川市さんの財政規律ガイドラインは、その財政運営の標準化とか見える化とか、これから先で規律が緩まないようにというルールも定められているんです。だから、黒字化が実現できたら、ぜひともこういったルールづくりも視野に入れていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後にまとめでございますけど、昨年的一般質問でも、財政調整基金の残高がある程度あるうちから予算編成の見直し、歳入歳出構造の改善に取り組むことが非常に重要であるということを申しました。

市長におかれましては、予算の枠配分方式の実行、国・県の補助事業の活用、事業の見直し、財政健全化対策本部の設置等を行われて、財政健全化に取り組んでいただいております。素早い対応をしていただいております。ありがとうございます。

歳入に見合った歳出構造を目指して、引き続き御努力をお願いしたいんですが、先ほど申しましたように、やはり市民への状況の周知というのはすごく大切になってくると思います。市民がその状況を知って、市政に関心を持ってもらって、協働参画してもらおうということも財政状況の改善には寄与するんじゃないかと思いますので、そちらのほうにもぜひ

ひ力を入れていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初の御答弁にもありましたけど、財政健全化に向けた取り組みは、相当の御努力が必要かと思えます。市長、財政健全化対策本部、全庁挙げて取り組みを加速化されることをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（橋本龍太郎君） 以上で、18番、久保議員の質問を終わります。

○副議長（橋本龍太郎君） 次は、7番、安村議員。

〔7番 安村 政治君 登壇〕

○7番（安村 政治君） 「自由民主党清流会」の安村でございます。

本定例会最後の質問でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、水産市場と道の駅「潮彩市場防府」の活性化について質問いたします。

本市水産業の拠点である水産市場エリアには、山口県漁協が運営する山口県漁協防府地方卸売市場と、防府市が所有し指定管理者制度により運営されております道の駅「潮彩市場防府」の2つの施設がございます。

このエリア一帯は、「みなとオアシス三田尻」として地域住民の交流や観光の推進を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを推進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われている施設として、国土交通省に認定されており、この二つの施設はその中心施設として位置づけられているところでございます。

このことから、水産市場エリアの活性化は水産業においてのみでなく、地域交流や観光の活性化においても重要な施設であり、今後の取り組みが非常に重要となっていきます。

そこでまず、山口県漁協が運営する水産市場である山口県漁協防府地方卸売市場での取り組みについてお尋ねいたします。

水産卸売市場には、瀬戸内海で水揚げされた四季折々の魚が集められ、日曜日と祝日以外は毎日競りが行われており、この時期の主役は皆さんよく御存じのハモです。ハモは、梅雨の水を飲んでおいしくなると言われるように、夏が旬で、大阪の天神祭や京都の祇園祭など、関西の夏祭りには欠かせない存在となっております。

山口県の瀬戸内海沿岸では、全国でも有数の産地で、ここ防府も県内有数のハモの産地となっており、毎年100トンを超えるハモが水揚げされております。

山口県では、室町時代からの古くから西の京と呼ばれてきたことにちなんで、瀬戸内海沿岸で水揚げされたハモを「西京はも」と名づけてブランド化し、商標登録もされていません。7月から9月にかけて瀬戸内海を中心に漁獲されたハモは、大阪、京都など関西方面に出荷されるほか、最近では、地産地消料理の食材としても人気となっております。

防府においても、水産市場に水揚げされた新鮮なハモが、毎日のように生きたままトラックで関西方面に輸送され、市内では防府天満宮にちなんで「天神鱧」と名づけられ、名物料理として市内の飲食店有志で開講したはも塾加盟店で提供をされております。

また、ハモは漢字で書きますと、魚へんに豊と書きます。市長のお名前でございます。市長のみならず、副市長も豊さんということで、お二人の名前にも使われておりますハモは、まさに池田市政にぴったりの魚でございます。

ことしは、潮彩市場防府で防府青年会議所等の主催でハモのシーズンを告げるハモフェスが開催され、当日はハモカイトというハモの形をしたたこを揚げたり、そのたこを揚げている様子を写したフォトコンテストがありました。そのフォトコンテストで、小学校1年生の男の子が最優良賞をもらいまして、1万5,000円分の商品券をもらって、その子どもと母親も大変喜んでおりました。その母親は、私の妹でございます。（笑声）済いません。生きたハモの展示や生態の説明や、ハモフライの無料振る舞いなどで長蛇の列ができるなど、大変盛況であったとお聞きしております。

ハモの水揚げは、現在最盛期を迎えており、水産市場の周辺は朝早くから活気に満ちています。9月21日に向島地区の漁業者がとり行うハモ供養祭をもってハモの漁は一区切りとなりますが、年間を通じて漁業にこの活気が続き、本市の漁業が振興されるよう願うところでございます。

ことしの第1回定例会において、そのような思いもあり、本市の漁業の振興について質問させていただいております。その中で、老朽化した水産市場の今後のあり方が漁業の振興にとって大きな課題であると考え、私は市長のお考えをお尋ねいたしました。

市長からは、漁業の持続的発展を目指すためには、市場の今後の姿を明らかにすることが急務であり、これに最優先で取り組んでいく必要があることから、今後の市場のあり方について早急かつ確実な検討を進めるための支援を行っていく旨の答弁をいただきました。

これを踏まえ、市場を運営する山口県漁協吉佐統括支店では、4月から防府市場振興室を新たに設置され、水産市場の未来ビジョン策定に向け、漁業者や市場関係者からの聞き取り調査、県内他市場の調査などに取り組まれております。そして、生産者や買受人組合、学識経験者、行政等が参画した山口県漁協防府地方卸売市場未来ビジョン策定委員会が設置され、この7月に第1回委員会が開催されたと聞いております。

そこでお尋ねいたします。水産卸売市場の改革についてのこれまでの検討状況と、今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、水産卸売市場に隣接する道の駅「潮彩市場防府」についてです。

潮彩市場防府では、平成27年4月に道の駅に登録されたことを契機に、イベント主催

者やその関係者の皆様の御協力により、防府さかな祭りや農林水産業まつりなど、各種イベントが開催されているところでございます。

その成果として、地域の活性化に資するという施設の目的のとおり、市内外から来場者を増やし、防府天満宮に次ぐにぎわいを創出する施設となっております。今後、「みなとオアシス三田尻」においては、水産市場エリアと連携したファミリーゾーンとして、瀬戸内の海、魚をコンセプトとした防災機能を有する大型複合遊具などを設置した、子どもから高齢者までの多様な人々の憩いの場となるエリアが整備されます。

これにより、一層の地域交流が促進され、潮彩市場防府への来場者数がさらに増加していくことが見込まれるところでございます。

一方で、潮彩市場防府自体にも課題が幾つかあり、その改善により、今後のさらなる発展が期待できるのではないかと考えております。

その一つは、昨年公表された中国地方整備局の女性職員による、中国地方の道の駅の点検結果です。報告によると、潮彩市場防府はトイレの整備状況と情報コーナーの見やすさにおいて、五段階評価の下から2番目と厳しい評価となっております。授乳室や衛生的なトイレの設置、道路利用者に対する道路・観光情報の発信機能の強化が必要とされるところでございます。また、施設の1階の水産物等販売区画には、いまだに空き店舗があるなど、隣接する水産市場において活性化の検討がされる中、潮彩市場防府も改善すべき点があると考えております。

そこでお尋ねいたします。私は、水産市場と潮彩市場防府がともに活性化し、水産市場エリアが本市水産業の拠点として発展することが必要であると考えています。現在、その二つの施設が課題を抱えている中、市長は水産市場エリアや潮彩市場防府の今後の活性化についてどのように展望されているのでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（橋本龍太郎君） 7番、安村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 安村議員の水産卸売市場と潮彩市場防府の活性化についての御質問にお答えします。

私は、3月の議会でも申し上げましたとおり、漁業は防府地域の振興、発展を担う基幹産業であり、漁業の持続的発展のためには、水産卸売市場の改革と隣接する潮彩市場防府を含む市場エリアの活性化が重要であると考えており、今年度から県と連携して山口県漁協吉佐統括支店における取り組みを支援しています。

初めに、水産卸売市場の改革の進捗状況についてです。

議員御案内のとおり、山口県漁協吉佐統括支店におかれては、4月から新たに防府市場

振興室を設置され、水産業の流通に精通した職員を配置され、水産卸売市場の未来ビジョン策定に向け漁業者や市場関係者との意見交換を実施されています。

その中で、防府の水産卸売市場を存続していくことが漁業者の総意として示され、今後県漁協では市場が存続していくための改革の方向性を漁業者や市場関係者、学識経験者、県や市の職員で構成する山口県漁協防府地方卸売市場未来ビジョン策定委員会で協議することとされました。

7月に開催されました未来ビジョン策定委員会では、消費者に安全・安心な魚を届けることの大切さをはじめ、魚食離れに対応した魚食普及活動や消費者を見据えたマーケティング活動の必要性、さらには潮彩市場との連携の重要性など、市場を存続し活性化していくための取り組みに関して数多くの御意見や提案があったと聞いております。

未来ビジョン策定委員会での意見や提案の実現に向けて、まずは市場の施設整備に関する調査・検討が必要なため、市ではこれをサポートするため県漁協が調査等に取り組めるよう、国が公募している産地市場統合・機能強化促進事業——補助率は10分の10でございますけれども、これを紹介し、現在県漁協のほうではそれが採択されるよう取り組まれているところでございます。

今後、この事業が採択されれば、必要な調査を実施され、市場の施設整備の方向性を検討されるとお聞きしております。

私は、水産業の持続的発展のため、今後の市場の方向性を示した未来ビジョンの策定や、ビジョンを踏まえた水産卸売市場の活性化に向けた県漁港の新たな取り組みを、市としても引き続き県とともにサポートしてまいります。

次に、道の駅「潮彩市場防府」の活性化についてでございます。

議員御案内のとおり、私は「みなとオアシス三田尻」の中核施設である道の駅「潮彩市場防府」は、水産業の振興のみならず観光の振興においても重要な拠点であり、その活性化に積極的に取り組む必要があると考えています。

潮彩市場では、毎月数多くのイベントが開催されており、4月のさかな祭りや7月の港まつり、12月の農林水産業まつりに加え、今年度から議員御案内の防府青年会議所主催のハモフェスが6月に開催され、さらに農業大学の農大祭も11月に潮彩市場で開催する予定となっております。

これらのイベントの開催により、市内外から多くの皆様に潮彩市場に御来場いただいております、その来場者数は年々増加し、平成30年度には67万人に達したところでございます。

今後、隣接する県の緑地に、子どもたちが喜ぶ防災遊具の設置も予定しており、家族

連れを中心にさらなる来場者の増加を見込んでおります。

こうした来場者の増加にしっかりと対応するため、私は国の事業等を活用した授乳室を備えたトイレの整備や、来場者に潮彩市場を拠点として市内の他の観光施設も訪れていただけるような情報発信の機能の強化を今後図っていきたいと考えています。

なお、施設1階の空き店舗につきましては、ハモをはじめとした多彩な防府の水産物が数多く並ぶ店舗が配置できるよう、現在、指定管理者と連携しながら取り組んでいるところでございます。

私は、防府の水産業の持続的発展のため、また観光拠点としての機能を十分に発揮するため、今後とも関係団体と連携して、潮彩市場防府を含めた水産市場エリア全体の活性化に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 安村議員。

○7番（安村 政治君） ありがとうございます。授乳室も設置していただくとお聞きしました。ありがとうございました。

水産市場の活性化には、未来ビジョン策定委員会で市もしっかり議論に加わり、漁業関係者が将来に希望の持てる持続可能な水産業の方向性をビジョンで示していただきたいと思います。

また、現在の潮彩市場防府の指定管理者は、指定期間が令和2年度までと聞いております。潮彩市場防府について、私も市の水産業と観光を担っていく大切な施設であることと考えております。令和2年度に選定される次期指定管理者については、水産市場はもとより、まちの駅うめてらすなどの観光施設との連携強化も視野に入れ、しっかりと選定され、水産市場エリアの活性化につなげていかれるようお願い申し上げ、この質問を終わります。

それでは、引き続き2点目といたしまして、青果市場について質問させていただきます。

去る8月6日に、JAやさい部会に所属する小松菜生産者の皆様が、農産物の安全性を証明する国内認証JGAPについて、青果物では県内で初めてとなる団体認証を取得され、市長に報告されたことをテレビのニュースで拝見いたしました。

私も、産地間競争に打ち勝つため、懸命に頑張っておられる農業者の皆様を応援する者の1人として大変うれしく思ったところでございます。

これは、市長が農林業の知と技の拠点との連携を進めておられることや、農林業関係者から幅広く意見を伺うことを目的として、防府市農林業政策懇話会を設置されたことなど、本市農林業の再生強化のための積極的な取り組みを展開されていることの成果であると大いに評価するものでございます。

さて、この懇話会では、委員の方から青果市場の将来を心配する意見もあったとお聞きしております。また、先ほどの水産卸売市場の質問をするに当たり、水産市場関係者から昨年、国において卸売市場法が改正され、それに伴い、水産市場の業務規程を改正しなければならないとの話をお聞きいたしました。

本市においても、青果市場を運営しており、水産市場と同様に法改正への対応が必要になると思います。

防府市では、平成元年に市内で3カ所あった市場を統合し、現在の場所に市場を開設されています。開設以来、生産者に対し安定的な販路を提供するとともに、市民の健康の維持や健やかな成長に欠くことのできない、農産物を効率かつ安定的に提供するという役割を担ってこられました。

しかしながら、近年、少子高齢化の進展による社会構造の変化や、消費者のニーズが多様化していく中で、市場外流通が拡大し、生鮮食料品流通における卸売市場の役割と機能が問われる状況となっています。

平成30年度主要な施策の成果報告書を見ても、生鮮食品の市場経由率の低下に伴い、市場における青果物の取扱量、取扱金額は下降線をたどっていることが報告されており、青果市場がこれからどうなっていくのか、今後の動向が気になるところでございます。

そこでお尋ねいたします。卸売市場法の改正に対応するため、今後、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例の改正が必要となると思いますが、条例の改正の内容や改正までのスケジュールについてお伺いします。また、市場を取り巻く環境が厳しさを増す中、青果市場の活性化について、市長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

以上、お伺いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 青果市場についての御質問にお答えいたします。

防府市公設青果物地方卸売市場は、平成元年に現在の場所に開設以来、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図るとともに、農業者には継続的で安心できる販路を提供し、市民に対して生鮮食料品を安定して供給する役割を果たしてきたところです。

はじめに、卸売市場法の改正に伴う防府市公設青果物地方卸売市場業務条例の改正についての御質問でございます。

今回の卸売市場法の改正は、流通の多様化が進む中、食品流通の合理化と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取り組みを促進することを目的とするものでございます。

これに伴い、本市の条例の主な改正項目について申し上げますと、まず卸売業者の業務許可が県知事許可から市場開設者許可となることから、防府市が許可を行えるようになります。そのほか、売買取引の方法の公表、差別的取り扱いの禁止、代金決済ルールの策定・公表、売買取引条件の公表、取引結果の公表等について規定することとなります。

さらに、改正後の卸売市場法では、現在は禁止されております卸売業者が売買参加者以外へ卸売を行う第三者販売などについて、規制を緩和することができることとなり、例えば市場の集荷販売機能を強化するために、卸売業者が他市場の卸売業者と直接取引することが可能となるなど、各卸売市場が実態に応じて市場取引の活性化を図ることができるとされています。

このため、市場関係者の皆様の市場運営に対する御意見を反映することができるよう、法改正により新たに条例で定めるルール等に関するアンケート調査等を実施し、規制緩和の内容等について検討を行ってまいりたいと存じます。

また、条例改正までの今後のスケジュールでございます。来年6月に、改正後の卸売市場法が施行されることから、これに向け市場関係者や学識経験者等で組織する防府市公設青果物地方卸売市場運営審議会において審議するとともに、パブリックコメントで市民の皆様の御意見をお聞きし、改正案を市議会に提出する予定でございます。

次に、青果市場の活性化についての御質問でございます。近年、農業の担い手不足や高齢化の進行による農産物の生産量の減少や、農産物直売所や大型スーパー等の直接取引など市場外流通の増加により、卸売市場を取り巻く環境は年々厳しさを増しているところでございます。

青果市場における生鮮食料品の取引量は、平成4年度の取扱数量約1万4,000トン、取扱金額約33億円が、平成30年度には取扱数量約5,000トン、取扱金額約14億円まで減少している状況でございます。

しかしながら、青果市場が持つ生産者の皆様の安定的な出荷先としての機能や、買受人の皆様に新鮮な農産物を供給する機能は、防府市民にとって不可欠なものであり、今後もこの機能をしっかりと確保していくことが必要であると考えています。

本市といたしましては、生産者や買受人などの市場関係者や山口県農業協同組合等から市場を活性化するための方策等について、幅広く御意見を伺いながら法改正のメリットも生かし、市場の活性化について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 安村議員。

○7番（安村 政治君） ありがとうございます。本市と同じく公設青果市場がある岩

国市場におかれては、場内の事業者が主体となり、毎月第3土曜日にふれあい朝市を開催し、市場ならではの新鮮な食料品を一般の消費者に販売するなど、市場の活性化に取り組んでおられるとお聞きしています。

市場を取り巻く環境は、全国的に厳しい状況ではありますが、農業関係者の方の出荷先や小売業者の方の仕入れ先としてなくてはならない施設であると考えますので、防府市らしい特色を生かした施設となるよう、市場関係者の皆さんとしっかり連携し、活性化に取り組んでいただきたいと思います。

青果市場が再び活力を取り戻せるよう、積極的に取り組んでいただくことをお願い申し上げます、私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 以上で、7番、安村議員の質問を終わります。

○副議長（橋本龍太郎君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、10月1日午前10時から開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、午後2時15分から議会運営委員会を開催いたしますので、御関係の方々には第1委員会室に御参集ください。

お疲れさまでした。

午後2時 3分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月13日

防府市議会 議長 河 杉 憲 二

防府市議会副議長 橋 本 龍太郎

防府市議会 議員 清 水 力 志

防府市議会 議員 山 根 祐 二